

計量器の製造・修理・販売事業者

適正な計量の実施を確保するため、計量法では製造事業の届出等各種手続きを定めています。

特定計量器の製造、修理、販売の事業を行う者は、それぞれ法令の定める区分ごとに届出を行わなければなりません。また、優れた品質管理能力を有する届出製造事業者が、その製造する特定計量器（型式承認を取得したもの）について自主検査を行う場合、指定製造事業者の指定を受けることができます。

さらに、会社、工場又は大型店等、多数の計量器を使用している事業所で、検査設備を有し計量士を置くことにより計量器の検査等の計量管理を行う場合には、適正計量管理事業所の指定を受けることができます。

当所では、届出等の提出があった者に、法の遵守など適正計量の実施を確保するために必要な事項等について、提出内容の確認を含め、調査・指導を行っています。

届出・登録及び指定についての規定は次のとおりです。

事業等の区分	届出・登録又は指定を受ける者	提出先
製造事業の届出 (法第40条)	特定計量器の製造の事業を行おうとする者	経済産業大臣
修理事業の届出 (法第46条)	1. 電気計量器の修理の事業を行おうとする者 2. 特定計量器の修理の事業を行おうとする者	1. 経済産業大臣 2. 都道府県知事
販売事業の届出 (法第51条)	非自動はかり(分銅及びおもりを含む)の販売の事業を行おうとする者(家庭用特定計量器を除く)	都道府県知事
指定製造事業者の指定 (法第90条)	経済産業省令で定める「基準」に適合し、優れた品質管理能力を有する届出製造事業者であって、その製造する特定計量器(型式承認を取得したもの)の自主検査を行おうとする者	経済産業大臣
適正計量管理事業所の指定 (法第127条)	計量器を使用している事業所で所定の検査設備と計量士を有し、使用する計量器の検査等の計量管理を行う事業所 1. 国の機関 2. 1以外の事業所	1. 経済産業大臣 2. 都道府県知事